

新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホール使用料の減免に関する規程

令和2年7月1日教育長決裁

改正 令和2年12月14日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第290号。以下「条例」という。）第14条及び淡路市立文化ホール管理規則（平成17年淡路市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止対策を講じながら舞台芸術（音楽、演劇、バレエ、舞踏、パフォーマンス等）の公演及びそれに伴う練習（以下「イベント等」という。）を再開する取組を支援するため、条例に規定する使用料（附属設備の使用料を除く。以下同じ。）を減免する場合の割合等を定めるものとする。

(減免の対象イベント等)

第2条 この規程による減免の対象となるイベント等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 条例第2条に規定するホールを使用するイベント等であること。
- (2) 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日公益社団法人全国公立文化施設協会）を遵守したイベント等であること。
- (3) 令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間に開催されるイベント等であること。
- (4) 市又は指定管理者が主催するイベント等でないこと。

(減免の申請)

第3条 この規程による使用料の免除を受けようとする者は、規則第8条に規定する淡路市立文化ホール使用料免除申請書に新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの使用宣誓書（様式第1号）を添えて、利用しようとする日の7日前までに教育委員会に提出しなければならない。

(減免の割合等)

第4条 前条の申請により教育委員会が行う使用料の減免の割合は、100分の50とする。この場合において、減免の額は、1つのイベント等につき、1日当たり50万円を上限とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定等)

第5条 前2条の規定は、条例第19条第1項の規定により指定管理者にホールの施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、前2条中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、毎月この規定による減免の実績を取りまとめ、その月の翌月10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)までに次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの利用料金減免実績報告書(様式第2号)

(2) 第3条の規定により提出された新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの使用宣誓書

(3) その他教育委員会が定める書類

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年12月14日教育長決裁)

この規程は、令和2年12月14日から施行する。

様式第1号（第3条、第5条関係）

No.

年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの使用宣誓書

（申請先） 様

申請者 住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） — 番

次のとおり「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、施設を使用します。

利用許可 年月日	年 月 日	許可第	号
使用日時	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで 公演・練習
	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで 公演・練習
	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで 公演・練習
使用施設の名称等	ホールの名称		
	利用人数	人 (定員 人)	
事業名			
事業内容			
新型コロナウイルス感染症防止策	主催者において、該当する□に✓を付けてください。		施設確認欄
	<input type="checkbox"/> 感染症予防について来場者への周知 <input type="checkbox"/> 入場時の対応（発熱・咳等症状の確認、入場時の混雑緩和等） <input type="checkbox"/> 来場者（公演関係者含む。）の氏名・連絡先の把握 <input type="checkbox"/> 会場内の予防策（マスク着用、会話抑制等） <input type="checkbox"/> 席の配置（前後左右を空け、舞台前から十分な距離を取る。） <input type="checkbox"/> その他必要な措置（ ）		
注意事項	「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、淡路市、兵庫県芸術文化協会）」の表示方法（主催者において、該当する□に✓を付けてください。） <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 会場内表示 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備考			

※ 申請先記入欄

条例の規定による 使用料の額	本事業以外の事由 による減免後の額	本事業による 減免の額	本人負担額
円	円	円	円

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの利用料金減免実績報告書
（ 年 月分報告）

淡路市長 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者

㊟

新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホール使用料の減免に関する規程第5条の規定により、次のとおり実績を報告します。

使用施設の名称							
No.	使用年月日	使用時間	利用料金（円）				使用宣誓書番号
			条例の規定による利用料金の額	本事業以外の事由による減免後の額	左記減免の理由	本事業による減免の額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合 計							

備考

- この実績報告書は、利用施設ごとに作成し、その報告に係る月の翌月10日までに提出してください。
- 「使用宣誓書番号」には、添付する「新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの使用宣誓書」に記載された番号を記入してください。
- 前月以前の実績に変更があった場合は、速やかに修正した実績報告書を提出してください。

※ 添付資料 年 月分新型コロナウイルス感染症対策芸術文化公演再開支援事業に係る淡路市立文化ホールの使用宣誓書